

## 4 月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

〒555-0024

大阪市西淀川区野里1-12-20ハイツ守山202

世古年幸税理士事務所

代表 税理士 世古年幸

TEL 06-6477-7890

FAX 06-6477-7897

メール [seko.taxoffice@sound.ocn.ne.jp](mailto:seko.taxoffice@sound.ocn.ne.jp)

ホームページ <http://www.seko-tax.com/>

### 1 ごあいさつ

今月、事務所便り第40号を発行させていただきます。

桜のお花見を楽しめる季節になってきました。お花見に出かけられましたでしょうか。

今月は、最近出かけた際に撮影した桃の花・桜の花の写真を掲載させていただきます。



(写真は、大阪城にて撮影した桃の花です)

今月発行の事務所便りの内容としましては、税金よりのピックアップとしまして、**マイナンバー制度について その8**、**最近の税務関連状況**、税金以外のテーマとしまして**病気から身を守る酵素パワー その1**を書いております。

皆様のご参考になれば、うれしく思います。

### 2 マイナンバー制度について その8

今年の1月からマイナンバー制度が施行されています。まだ従業員さんのマイナンバーを確認されていない事業者さんもいらっしゃるかと思いますが、現在勤務しても

らっている従業員さん・パートさんで退職される方がいらっしゃる場合には、退職されるまでにその方のマイナンバーをお聞きしていただかないといけません。

今回は、このような退職者がいらっしゃる場合についてのご説明をさせていただきます。

＜給与等の支払を受ける方に交付するものにマイナンバーの記載が不要となる税務関係書類＞

マイナンバーの記載が不要となる税務関係書類  
(給与等の支払を受ける方に交付するものに限り  
ます)

- ・ **給与所得の源泉徴収票**
- ・ **退職所得の源泉徴収票**
- ・ **公的年金等の源泉徴収票**
- ・ **配当等とみなす金額に関する支払通知書**
- ・ **オープン型証券投資信託収益の分配の支払通知書**
- ・ **上場株式配当等の支払に関する通知書**
- ・ **特定口座年間取引報告書**
- ・ **未成年者口座年間取引報告書**
- ・ **特定割引債の償還金の支払通知書**

上記書類を支払いを受ける方に交付する場合に限りマイナンバーの記載が不要となるのかについて国税庁から配布される資料に説明がありましたので、そちらをご紹介します。

問1	なぜ従業員に交付する源泉徴収票に個人番号を記載しないこととされたのですか？
答1	本人交付が義務付けられている源泉徴収票などに個人番号を記載することにより、その交

	付の際に <b>個人情報</b> の漏えい又は <b>滅失等の防止</b> のための措置を講ずる必要が生じ、従来よりもコストを要することになることや、 <b>郵便事故等による情報流出のリスクが高まる</b> といった声に配慮して行われたものです。
問2	改正によって、従業員に周知すべき事項はありますか？
答2	従業員に交付する源泉徴収票に個人番号が記載されないため、番号法施行後においても、従来と取扱いは変わらないことをご説明ください。
問3	税務署提出用の源泉徴収票や支払調書などにも個人番号を記載しないこととなるのですか？
答3	今回の改正は、支払を受ける方に交付する源泉徴収票や支払通知書などについて、個人番号の記載を要しないこととなるものであり、 <b>税務署提出用には支払を受ける方の個人番号を記載して税務署に提出していただく必要があります。</b> なお、支払を受ける方から個人番号の提供を受ける場合には、番号法等に定める本人確認を行っていただく必要があります。

最近では手書きで源泉徴収票を作成される事業者さんはほとんどいらっしゃらないと思いますが、ご本人に源泉徴収票をお渡しする場合にマイナンバーを記載していない源泉徴収票がどうかご確認してからお渡しするようにしてください。

あと給与ソフトにて源泉徴収票を作成してご本人に源泉徴収票をお渡しする場合には「受給者交付用」を印刷するようにお気をつけください。



(写真は、大阪城にて撮影した桃の花です)

### 3 最近の税務関連状況

最近の税務関連で新聞等に取り上げられている事項をご紹介します。

#### 消費税軽減税率関連

日経新聞に「レジ補助 200万円まで 軽減税率対応、中小に限定 経産省方針」「軽減税率レジ改修 補助金、代理申請可能に」の記事が掲載されておりました。

記事の内容は、

- ・経済産業省は小売業者などが消費税の軽減税率導入に向けて実施するレジの改修や買い替えを支援する補助金を**1事業者あたり200万円までに制限する方針**だ。
  - ・**対象は中小の事業者に限定**する。資本金5千万円以下または従業員100人以下が対象になる。
  - ・政府は既に996億円の関連予算を確保している。
  - ・レジ買い替え費用またはレジのソフト入れ替え費用の**原則3分の2を補助金で支援**する。
  - ・事業者の申請を4月から受け付ける予定だ。
  - ・レジの改修や導入を支援する補助金を巡り、**レジメーカーなどによる代理申請を可能にする**。
  - ・来年4月を予定する制度開始に向けて、迅速にレジ改修が進むように配慮する。
- などと書かれておりました。

\*消費税増税が予定通りに来年4月から実施されるかどうかは分からなくなってきましたが、軽減税率対応のレジの導入を考えられている事業者さんはこの補助金を利用されるべきです。代理申請が可能になるとのことなので、レジメーカーに申請についてお聞きになられてみてはいかがでしょうか。



(写真は、猪名川沿いの桜です)



## 固定資産税関連

日経新聞に「中小の税率3年間半減 固定資産税 政府が法改正案」の記事が掲載されておりました。

記事の内容は、

- ・政府は生産性を高める計画をまとめた**中小企業の固定資産税の税率を1.4%から0.7%に半減する事業活動促進法の改正案**をまとめた。
  - ・資本金1億円以下の企業で**3年間の時限措置**とする。
- などと書かれておりました。

\*詳細につきましては次号以降で取り上げさせていただく予定にしておりますが、固定資産税が半減されるので、赤字企業でも固定資産税の納付額が減るので、これまでより設備投資をしやすくなります。

これまでに保有している固定資産にではなく、これから購入する固定資産にこの税率が適応されることとなります。



(写真は、猪名川沿いの桜です)

## 厚生年金保険料関連

日経新聞に「厚生年金、加入逃れ阻止 79万社特定、強制も 厚労省」の記事が掲載されておりました。

記事の内容は、

- ・従業員のための厚生年金や健康保険への加入手続きを企業が怠らないように厚生労働省が抜本的な対策を始める。
- ・厚生年金や従業員向けの健康保険は、**法人や従業員5人以上の個人事業主に加入する義務がある。**
- ・保険料の負担を逃れるため、意図的に加入せずに義務

を果たしていない企業があり、問題になっている。

- ・**企業向けマイナンバーを使った加入逃れの防止対策は保険料を徴収する日本年金機構が4月から始める。**
- ・従業員に代わって所得税を納める義務が課せられている企業の法人番号を国税庁からもらう。保険料を支払う企業の法人番号と照らし合わせ、未加入の企業を炙り出す。
- ・法人番号を使えば、未加入企業の特定が今より格段に早くなる。

などと書かれておりました。

\*法人と従業員5人以上の個人事業主は、法律で厚生年金と健康保険に加入しないとイケないのですが、業績が悪くなり雇用を維持するために厚生年金と健康保険を脱退した法人や個人事業主さんもいらっしゃいますので、再度加入することになって業績が悪くなり、従業員数を減らすことにならなければいいのですが。



(写真は、篠山で撮影した桜です)

## 4 病気から身を守る酵素パワー その1

「食」「健康」「ストレス緩和」「癒し」に関連したテーマについて毎回書いていくことにしております。

今回は、病気から身を守る酵素パワーについて書かせていただきます。

### 酵素とは

参考文献には

- ・**人の体内に存在する酵素のことで人の健康全般にとつ**

## て重要なカギ

- ・健康の根幹に深くかかわっている存在こそが「酵素」
- ・人は酵素次第で、その寿命が長くも短くもなる
- ・酵素の量は人それぞれに一生の生産量が決まっている
- ・人の体内では、多種多様な酵素が毎日生産され続けていますが、その一方で消化や代謝の為の大量消費も続けられている。

などと書かれています。

この書籍を読むまでは、「酵素」についてほとんど知りませんでした。読んでみると酵素が人間の健康に重要なのだと気づかされました。

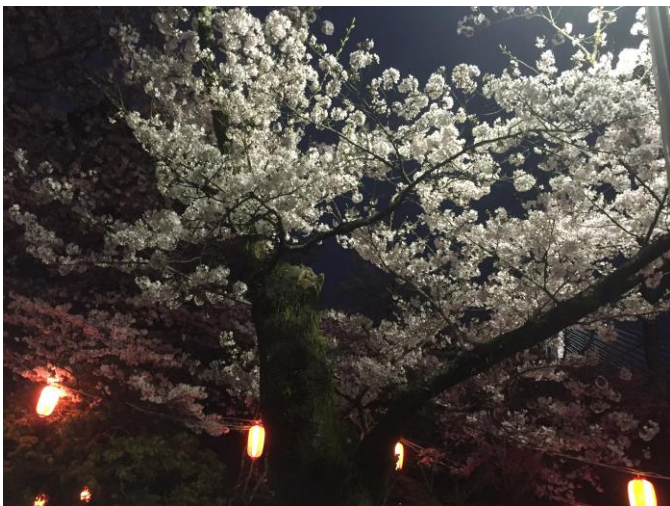
日常何気なく食べている食事には、食品添加物が多く含まれています。このような食事をずっと続けていると消化や代謝に大量の酵素を消費させ続けることになるので、自ずと酵素の体内での貯蓄量が少なくなり体調を崩す原因になってしまっているのですね。

これから体調を崩された際には、クスリを飲んで治そうとする前に「食生活が乱れていなかったかどうか」を一度振り返ってみられてはいかがでしょうか。そうすることによって食生活が少しずつではありますが、改善されていくのではないかと思います。

紙面の関係で酵素パワーの説明は、次号にてさせていただきます。

### 【参考文献】

- ・健康の決め手は「酵素」にあった 著者 鶴見隆史  
(株)河出書房新社



(写真は、池田市の五月山で撮影した夜桜です)

## 5 編集後記

先月私のクライアント先様で最寄駅が阪急高槻市駅にて営業しているマクロビの飲食店&ギャラリーを訪問いたしました。



お店の名前は、睡蓮 暮らしのギャラリー といいます。

身体に優しい食材のみを使用してランチ・デザートを提供しておりますので、高槻に向いた際にはお立ち寄りください。ゆっくりしていただける空間になっておりますので、とてもリラックスしていただけたらと思います。



写真は、訪問させていただいた当日にお出しされていた日替わりランチです。ご飯はお代わり自由となっております。スイーツもございますのでランチだけでは物足りない方はぜひスイーツもどうぞ。

お店の場所は、高槻市高槻町19-4となっております。高槻に向いた際にはぜひともお立ち寄りいただければと思います。

今月も最後までお読みいただきありがとうございました。